

令和元年度「あじ」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注 意】

- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。
- ・ 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の本人確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。）を併せて御用意ください。
なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。
- ・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを御参照ください。）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

<本輸入発表の商社割当てA1（実績割当て）の申請受付日について>

申請受付窓口での申請受付日は、令和元年9月11日です。また、電子申請による申請受付日は、令和元年9月10日及び9月11日です。

<対外決済の事実を証する書類の提出について>

「あじ」の輸入発表に基づく商社割当てA1（実績割当て）及び商社割当てA2（追加実績割当て）の申請時においては、誓約書を提出することによって自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類（以下、対外決済書類という。）の写しを提出する必要がなくなりました。

ただし、商社割当てA1（実績割当て）については、5の（1）の③の場合は提出の必要があります。その場合、当該対外決済書類の写しの提出締切日を申請受付日の翌日以降、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載しますので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出してください。

また、後日、国内決済取引であるとの疑義が生じた場合など、必要に応じて対外決済書類等を確認する場合がありますので、引き続き、関係書類の適切な管理をお願いします。

<対外決済書類及び輸入通関実績に係る一覧表の作成・提出について【協力依頼】>

輸入貨物の通関と対外決済が多数ある場合（主に商社割当てA1（実績割当て）、商社割当てA2（追加実績割当て）の申請時）には、輸入承認証の裏面の通関実績と対外決済書類の照合を行うため、任意により対外決済書類に係る一覧表を提出いただいているところです。

が、審査業務の効率化を図る観点から、定型の様式を御活用いただくようお願いいたします（経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページからダウンロードして御使用ください。）。

また、輸入承認証を複数に分割されている者におかれましては、「参考様式④：I L別・月別輸入通関実績一覧表」の提出をお願いいたします。

なお、各者の従来様式を使用いただくことも構いませんが、来年度から、当該様式を輸入発表における提出書類とすることを検討しておりますので、可能な限り本年度から御協力をお願いします。

<輸入承認証の有効期間の適正化について>【重要】

本輸入発表に係る輸入割当て証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は、先着順割当ての場合を除き、原則6か月です。なお、従前のおり、審査基準に照らして特に必要があると認められる場合には6か月を超えない範囲においてその有効期間を延長することができますが、延長できる期間は輸入承認証に切り替えた日から起算して最長で18か月となりますので御留意ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/20190225.pdf

【次年度の輸入発表について】

次年度から、商社割当てA1（実績割当て）の申請資格の要件が改正されますので、留意事項を御確認の上、御承知おき願います。

目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位	6
2	輸入割当て方式及び輸入割当て限度数量	6
3	原産地	6
4	申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと）	6
	（1） 商社割当てA 1（実績割当て）	6
	（2） 商社割当てA 2（追加実績割当て）	6
	（3） 需要者割当て	6
	（4） 漁業者割当て	7
	（5） 先着順割当て	7
5	申請者の資格及び申請手続等	7
	（1） 商社割当てA 1（実績割当て）	7
	① 申請者の資格	
	② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	
	（2） 商社割当てA 2（追加実績割当て）	9
	① 申請者の資格	
	② 申請書類	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	
	（3） 需要者割当て	11
	① 申請者の資格	
	② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）	
	③ 内示書の交付	
	④ 割当基準	
	⑤ その他の注意事項	
	（4） 漁業者割当て	12
	① 申請者の資格	
	② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）	
	③ 割当基準	

④ その他の注意事項	
(5) 先着順割当て	13
① 申請者の資格	
② 申請書類	
③ 割当基準	
④ その他の注意事項	
6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA1（実績割当て）、需要者割当て及び漁業者割当てを申請する場合に限る。）	16
(1) 申請時に必要となる情報	16
(2) 申請受付期間	16
(3) 添付書類	17
(4) その他	17
7 本輸入発表に関する問合せ先	18
【留意事項】商社割当てA1（実績割当て）の申請資格の改正について	18
〔別紙参考様式〕原本証明書	19
〔別紙様式1-①〕（商社割当てA1申請用）「あじ」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	20
〔別紙様式1-②〕（商社割当てA2申請用）「あじ」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	21
〔別紙様式2〕「あじ」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類	22
〔別紙様式3〕輸入通関実績表	24
〔別紙様式4-①〕（商社割当てA2追加申請用）「あじ」輸入割当消化状況報告書	25
〔別紙様式4-②〕（先着順割当て追加申請用）「あじ」輸入割当消化状況報告書	26
〔別紙様式5〕「あじ」の輸入通関実績報告書	27
〔別紙様式6〕申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類	28
〔別紙様式7〕対外決済を伴う取引であることの誓約書	29
（別表）原産地一覧表	30
令和元年度「あじ」需要者割当て発注限度内示書発給要領	31
〔別紙様式1〕令和元年度「あじ」需要者割当て配分先計画書	33
〔別紙様式2〕令和元年度「あじ」需要者割当て発注先計画書	34

〔別紙様式 3〕 輸入通関実績報告書	35
〔別紙様式 4〕 累計輸入通関実績報告書	36
〔別紙様式 5〕 販売実績報告書	37

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	申請に用いる数量単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び乾燥のあじ並びにあじのフィッシュミール	キログラム

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量（メトリック・トン）
商社割当てA 1（実績割当て）	31,000
商社割当てA 2（追加実績割当て）	48,660
需要者割当て	30,340
漁業者割当て	3,000
先着順割当て	12,000
計	125,000

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

4 申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと。）

（1）商社割当てA 1（実績割当て）

令和元年9月11日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室

（2）商社割当てA 2（追加実績割当て）

令和元年9月25日から令和2年6月24日まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

（3）需要者割当て

令和元年9月11日及び9月12日から12月10日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

令和元年9月11日に限り、受付時間は、午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室

なお、令和元年9月12日以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(4) 漁業者割当て

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(5) 先着順割当て

令和元年9月25日から令和2年3月24日まで（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

5 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当てA1（実績割当て）

① 申請者の資格

過去の「あじ」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより平成30年7月1日から令和元年6月30日までの期間にあじを自己の名と計算において30トン以上輸入通関した実績を有する者であって、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関したあじ全量について、5の(1)の②の(b)及び(g)の書類によって証明されたものをいう。)

イ 輸入割当て申請数量が30トン以上であること

ウ 平成29年度「あじ」の輸入発表（平成29年7月26日付け輸入発表第8号をいう。以下同じ。）に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該輸入割当てを受けた日から令和元年6月30日までのあじの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であって、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

(a) 輸入割当て申請書（2通）

(b) 5の(1)の①のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）

(c) 平成29年度「あじ」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）並びに当該年度の輸入割当て証明書の写し

(d) 輸入割当別輸入通関実績集計表（別紙様式1-①（商社割当てA1申請用））

(e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類

(f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

(g) 対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式7）

- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

(注1) 上記提出のあった輸入承認証の写しについて、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

(注2) 自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。）は提出する必要がない。ただし、5の（1）の③の場合は提出の必要が生じる。その場合、当該対外決済書類の写しの提出締切日を申請受付日の翌日以降、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載するので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出すること。また、後日必要に応じて確認する場合があるので、引き続き、関係書類の適切な管理を行うこと。

③ 割当基準

輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、2の輸入割当限度数量を5の（1）の②又は6の（3）の①により提出された5の（1）の①のAに示す期間に係るあじの輸入通関実績に応じ、あん分して得た数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

なお、あん分して得た数量が30トンを下回る場合には、当該輸入割当限度数量の範囲内において、当該輸入割当数量を30トンとする措置を講ずる。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）。（ただし、商社割当てA1（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

エ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表

する。

(2) 商社割当てA2（追加実績割当て）

① 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は平成30年度「あじ」の輸入発表（平成30年7月26日付け輸入発表第8号をいう。以下同じ。）に基づき先着順割当てを受けた者（当該先着順割当ての実績に基づき、当該年度に既に商社割当てA2（追加実績割当て）を取得した者は除く。以下、5の（2）において同じ。）であって、次の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までにあじを自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関したあじ全量について、本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者にあつては、5の（2）の②のアの（b）及び（g）の書類、本輸入発表又は平成30年度「あじ」の輸入実績に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、5（2）の②のイの（b）及び（f）その添付書類によって証明されたものをいう。）

イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）であること（平成30年度「あじ」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ 本輸入発表に基づき既に商社割当てA2（追加実績割当て）を受けている者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上であること

② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者が1回目の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当て申請書（2通）
- (b) 5の（2）の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
- (c) 5の（2）の①のイに係る輸入割当て証明書の写し
- (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-②（商社割当てA2申請用））
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (g) 対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式7）
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表又は、平成30年度「あじ」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者が1回目の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当て申請書（2通）
- (b) 5の（2）の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）並びに輸入割当て証明書の写し

- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式 1-②）（商社割当て A 2 申請用）
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式 2）及びこれに係る添付書類
- (e) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式 6）
- (f) 5 の（2）の①のア及びイに係る輸入通関実績報告書（別紙様式 5）及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）（ただし、既に提出済みの場合は不要。）
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

ウ 本輸入発表に基づき 2 回目以降の商社割当て A 2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2 通）
- (b) 当該輸入割当証明書の写し
- (c) 5 の（2）の①のウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
- (d) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式 4-①）（商社割当て A 2 追加申請用）
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式 2）及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式 6）
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった輸入承認証の写しについて、必要に応じて原本の提出を求められることがある。

③ 割当基準

1 申請者 1 回当たりの割当数量は 500 トンを限度とし、申請のあった数量を 2 の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前 10 時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日（令和元年 9 月 25 日）に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

ア 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1 人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

イ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当て

を申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

ウ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（3）需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

(a) 輸入割当申請書（2通）

(b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し

(c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

(d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状

(e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

令和元年7月26日付け元水漁第103号「令和元年度「あじ」需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

5の（3）の②又は6の（3）の②により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有

効期間は各々原則 6 か月である。

- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月 10 日までに、前 3 か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて内示書の発給を受けた者に提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び輸入割当数量を公表する。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(4) 漁業者割当て

① 申請者の資格

外国の排他的経済水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官から認められた者又は当該団体から発注を受けた者

② 申請書類(電子申請手続の添付書類については 6 を参照のこと。)

ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式 6)
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式 6)
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

5 の(4)の②又は 6 の(3)の③により提出された水産庁長官から認められたことを証する書類又は発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則 6 か月である。

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年 1

月、4月、7月及び10月の各月10日までに、前3か月分の輸入通関実績を、水産庁長官から認められた者に報告しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて水産庁長官から認められた者に提出すること。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(5) 先着順割当て

① 申請者の資格

5の(1)、(3)又は(4)のいずれかを申請する者及び5の(2)による輸入割当てを受けることが確実な者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 申請受付開始日(令和元年9月25日をいう。以下5の(5)において同じ。)

に申請する者にあつては、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)10万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)

イ 令和元年9月26日以降に申請する者にあつては、平成30年7月1日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)を自己の名と計算において輸入通関した実績(10万米ドル未満であっても可。)を有し、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)

ウ 本輸入発表日(令和元年7月26日)以降にあじの輸入契約を締結していること

エ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関することが確実であると認められること

オ 平成30年度「あじ」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

カ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあつては、当該輸入割当てを既に消化(当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。)しているか又は消化する見込みがあること

② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

(a) 輸入割当申請書(2通)

(b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する

旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し

- (c) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - ・ 輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
 - ・ 輸入許可通知書の写し
- ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあつては、輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し
- (d) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者(申請者)あてのインボイスの写し(ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)を提出する場合は不要。)
- (e) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空貨物運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)の写し(ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)を提出する場合は不要。)
- (f) 5の(5)の①のア又はイについての輸入通関実績表(別紙様式3)
- (g) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (h) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (j) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- (c) 当該輸入割当証明書の写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-②(先着順割当て追加申請用))
- (e) 当該消化状況を証する書類
 - ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
 - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス(船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。)の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

(注1) 以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

(注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

(注3) 上記提出のあった輸入承認証の写しについて、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

③ 割当基準

1 申請者 1 回当たりの割当数量は 300 トンを限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を 2 の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる（既に先着順割当てを受けている者にあつては、原則として当該輸入割当ての未消化分の数量を除いた数量を割り当てる。）。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前 10 時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することができる。

④ その他の注意事項

ア 申請受付開始日から起算して 1 か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から 9 か月（ただし、申請受付開始日から 1 か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1 か月経過するごとに 1 か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合は、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から 10 日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の 80%未満（2 回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の 80%未満。）の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1 人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の 2 分の 1 超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の 2 分

の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及びこれに係る添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA1（実績割当て）、需要者割当て及び漁業者割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

（1）申請時に必要となる情報

① 品目コード
HM

② 申請受付窓口及び申請部署コード
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 S A E

（2）申請受付期間

① 商社割当てA1（実績割当て）
令和元年9月10日から9月11日まで

（注） 令和元年9月10日の午前0時から9月11日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

② 需要者割当て
令和元年9月11日から12月10日まで

③ 漁業者割当て
令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

(注1) 申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

(注2) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

(3) 添付書類

① 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合

- (a) 5の(1)の①のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
- (b) 平成29年度「あじ」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にとっては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)並びに当該年度の輸入割当証明書の写し
- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-①(商社割当てA1申請用))
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (e) 対外決済を伴う取引であることの誓約書(別紙様式7)
- (f) その他審査に必要と認められる書類

② 需要者割当てを申請する場合

- (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
- (b) その他審査に必要と認められる書類

③ 漁業者割当てを申請する場合

- ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体
 - (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
 - (b) その他審査に必要と認められる書類
- イ 当該団体から発注を受けた者
 - (a) 当該団体からの発注書及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
 - (b) その他審査に必要と認められる書類

④ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書(様式自由)

(注) 添付書類等については、申請受付窓口を持参又は郵送で提出することができる。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」(平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12

第12号・輸入注意事項第12第7号)に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

＜電子申請届出受付窓口＞

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

e-mail: qqfcbj@meti.go.jp

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

7 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03(3501)0532

電話対応時間

9:30～17:00（12:00～13:00を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

【留意事項】 商社割当てA1（実績割当て）の申請資格の改正について

商社割当てA1（実績割当て）の申請資格については、次年度より次のとおり定めることを予定している。

前年度及び前々年度の「あじ」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより令和元年7月1日から令和2年6月30日までの期間にあじを自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、あじを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関したあじ全量について、5の（1）の②の(b)及び(g)の書類によって証明されたものをいう。）

イ 平成30年度「あじ」の輸入発表（平成30年7月26日付け輸入発表第8号をいう。以下同じ。）に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該輸入割当てを受けた日から令和2年6月30日までのあじの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であって、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

〔別紙参考様式〕

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

令和元年7月26日付け輸入発表第8号に基づく、「あじ」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

「あじ」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：kg

年度別		平成29年度	平成30年度	合計
区分				
①	輸入割当年月日			
②	輸入割当証明書番号			
③	輸入割当数量			
④	輸入承認数量			
⑤	平成30年6月30日までの輸入通関実績累計			
輸 入 通 関 実 績	平成30年 7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	平成31年 1月分			
	2月分			
	3月分			
	4月分			
	令和元年 5月分			
	6月分			
	⑥	合計（平成30年7月～令和元年6月）		
⑦	輸入通関実績総計（⑤+⑥）			
⑧	輸入消化率（⑦÷③=%）			

（注）1 平成28年度以前の「あじ」の輸入発表に基づく商社割当てにより⑥の期間に輸入通関があった場合は、年度別欄に該当する年度を追加の上、輸入通関実績を記入すること。

2 用紙は、A列4番横長とすること。

「あじ」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

(令和 年 月 日現在)

単位：k g

区 分		年 度 別	平成30年度 (先着順割当て)	令和元年度 (商社割当て A 1)	令和元年度 (先着順割当て)
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当数量					
④ 輸入承認数量					
輸 入 通 関 実 績	平成30年10月分				
	11月分				
	12月分				
	平成31年 1月分				
	2月分				
	3月分				
	4月分				
	令和元年 5月分				
	6月分				
	7月分				
	8月分				
	9月分				
	10月分				
	11月分				
	12月分				
	令和2年 1月分				
	⋮				
⑤ 合計 (平成30年10月 ～令和 年 月)					
⑥ 輸入消化率 (⑤÷③=%)					

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式2〕

「あじ」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目		あ じ			
(1) 社 名					
(2) 登記簿上の住所 (ビル名・階数明記)					
(3) 実際の営業場所 (同上)					
(4) 電 話 番 号					
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従の別	非専従の場合 (兼職先の名称 及び兼職先における役職名)	兼職先の「あじ」の 輸入割当ての有無	
		専・非		有・無	
(6) そ の 他 の 役 員		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
		専・非		有・無	
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期		月 ~	月
(9) 「あじ」の担当の役員及び職員 の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)		
(10) 株主構成 (持株数の順 上位5名を 記載)	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合には、「あじ」の輸入 割当ての有無	
			%	有・無	
			%	有・無	
			%	有・無	
			%	有・無	
				%	有・無
(11) 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している他の法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にないことの確認 (①~④について確認の上、全ての □にチェック(☑)すること)	<input type="checkbox"/>	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」にないこと。			
	<input type="checkbox"/>	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」にないこと。			
	<input type="checkbox"/>	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にないこと。			
	<input type="checkbox"/>	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。			
(12) 「あじ」の輸入代金の決済方法 (①、②、③、④のいずれかに○をつけること)	① L/C (開設銀行: 開設依頼人:) ② T/T ③ B/C ④ その他				
(13) 国内販売予定先	社 名	種 別	数 量		

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- 法人の登記簿謄本の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- 申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているもの同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

輸 入 通 関 実 績 表 (平成30年7月1日から令和 年 月 日まで)

住 所
会 社 名

輸入承認証(I/L)又は輸入許可通知書		輸 入 通 関 実 績			
輸入承認証番号 又は申告番号	送状金額 (I/L) 又は通関金額	通関年月日	商 品 名	数 量	金 額
				キログラム	米ドル
合 計					

(注) 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。

- ① 輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知書の場合は、通関金額を記載すること。
 - ② 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ③ 輸入承認証 (数量により輸入割当てが行われたもの) の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ④ 輸入承認証 (金額により輸入割当てが行われたもの) の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。
- 2 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式4-①〕（商社割当てA2追加申請用）

「あじ」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：kg

割当方式		商社割当てA2
区 分		
① 輸入割当年月日		
② 輸入割当証明書番号		
③ 輸入割当数量		
④ 輸入承認数量		
⑤ ④÷③=%		
輸 入 通 関 実 績	令和元年 10月分	
	11月分	
	12月分	
	令和2年 1月分	
	2月分	
	3月分	
	4月分	
	5月分	
	6月分	
	7月分	
⑥ 合計（令和元年10月 ～令和 年 月）		
⑦ 輸入消化率（⑥÷③=%）		

（注）用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式 4-②] (先着順割当て追加申請用)

「あじ」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

(令和 年 月 日現在)

単位：kg

	輸入割当証明書 (IQ)			輸入承認証 (I/L)		I/L 未振替		輸入通関実績		I/L 振替後		⑧ 失 効 数 量 計 (③ + ⑥)	⑨ 有 効 残 量 計 (④ + ⑦)	⑩ ⑨のうち 契約数量	⑪ 今回申請 に係る契 約数量	⑫ 不 足 数 量 (⑪ - (⑨ - ⑩))
	割 当 年 月 日 及 び 有 効 期 限	割 当 証 明 書 番 号	① 数 量	承 認 年 月 日 及 び 有 効 期 限	② 数 量	③ 失 効 数 量	④ 有 効 残 量	年 月 日	⑤ 数 量	⑥ 失 効 数 量	⑦ 有 効 残 量					
先 着 順 割 当 て	①															
	②															
	③ . . .															
合計																

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

「あじ」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	HM - (AE) - 19 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社A1 ・ 商社A2 ・ 先着順
割当日	令和 年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提出年月日 _____
 住 所 _____
 会 社 名 _____
 担 当 者 名 _____
 電 話 _____
 F A X _____

年	原産地	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A)-(B)	(B)/(A)	
	全体																	
	全体															(前年からの累計)		
	全体															(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証 (I/L) の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した (消化率100%) 場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。

※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式6〕

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和元年7月26日付け輸入発表第8号に基づく、「あじ」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

対外決済を伴う取引であることの誓約書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

令和元年7月26日付け輸入発表第8号に基づく輸入割当てが、原則として対外決済を伴う取引を対象としていることを認識しており、_____の申請者の資格である過去の「あじ」の商社割当てに基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、対外決済を伴う取引であることを誓約します。

また、当該「あじ」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「あじ」の商社割当てについて、いかなる取扱いを受けても異存はありません。

(注1) 用紙は、A列4番縦長とすること。

(注2) 下線部分については、次のうち該当するものを記載すること。

- ・ 商社割当て A 1
- ・ 商社割当て A 2

(別表)

原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

令和元年度「あじ」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和元年度「あじ」の輸入割当てについての輸入発表（令和元年7月26日付け輸入発表第8号。以下「輸入発表」という。）の5（3）①に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

(1) 輸入割当限度数量

輸入割当限度数量は、30,340メトリック・トンとする。

(2) 内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国水産加工業協同組合連合会
北海道水産物加工協同組合連合会
全国珍味商工業協同組合連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国漁業協同組合連合会
一般社団法人日本かまぼこ協会
一般社団法人全国まき網漁業協会

(3) 内示書の発給申請期間

(2)の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和元年8月9日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

(4) 内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式1）及び発注先計画書（別紙様式2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

(5) 内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるとき

は、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

(1) 加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。

(2) 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

(3) 発注を受ける者が、前々年度に本要領と同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和元年6月末日までの輸入通関実績（消

化実績)が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注数量は当該輸入通関実績(消化実績)を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書(別紙様式3)
 - ② 累計輸入通関実績報告書(別紙様式4)
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあつては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあつては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間(1月から12月まで)の発注先別販売実績について、販売実績報告書(別紙様式5)により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3501-1961

FAX番号 03-3508-1357

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供する。

